平成２６年（フ）第１２４号
埼玉県狭山市笹井１丁目１番７号
債務者　齋藤麻希子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２７号
埼玉県川越市稲荷町９番地６　パークサイドテラス103号室
債務者　蒔田サンドロ　ダ　シルバこと　ダシルバ　マキタ　サンドロ
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上238番地１町営住宅袋団地Ｃ号棟301号室
債務者　茂木　　透
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第９号
埼玉県秩父市大畑町９番１号
債務者　市川ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
静岡県三島市南本町13番30号　サンシャイントミナガ201、前住所静岡県富士宮市宮原499番地の１　メゾン宮原Ａ201号室
債務者　神尾　真吾
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
北海道網走市駒場南１丁目２番22号
債務者　有南　雅史
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
埼玉県行田市大字南河原925番地３
債務者　島田　静雄
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県行田市大字南河原925番地３
債務者　島田　桂子（旧姓蓮）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４１号
静岡県沼津市石川720番地の１
債務者　伊奈　和也（旧姓奈田）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
静岡県御殿場市中山634番地の１　富士岡団地Ｆ３―133
債務者　長谷川委世
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
静岡県伊豆の国市大仁291番地
債務者　宮田　武夫（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
静岡県沼津市新宿町２番地の12　ダイワパレス301号、前住所静岡県沼津市大岡955番地の55
債務者　土屋　友信
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
静岡県三島市芝本町１番19号
債務者　増田　浩祐
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
愛知県安城市古井町石原４番地４　土屋昌子方、前住所愛媛県今治市波方町郷甲1230番地６
債務者　森　　校子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
京都府南丹市園部町新町60番地２
債務者　菅原　達也
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
長崎県諫早市宇都町15番51号　シティハイム勝山203号、前住所長崎県長崎市本河内１丁目４番４号
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３号
北海道滝川市幸町４丁目６番12号
債務者　谷井　祐二
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係